

平成29年度福島県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度福島県港湾整備事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額14,995,117千円のうちで、歳入を補正する。

2 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		7,201,557	△266,158	6,935,399
	1 一般会計繰入金	7,201,557	△266,158	6,935,399
5 繰越金		1	266,158	266,159
	1 繰越金	1	266,158	266,159
歳入合計		14,995,117	0	14,995,117

平成29年度福島県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度福島県流域下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ452,538千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,153,736千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		4,041,703	△92,231	3,949,472
	1 負担金	4,041,703	△92,231	3,949,472
3 国庫支出金		1,153,250	△352,750	800,500
	1 国庫補助金	1,153,250	△352,750	800,500
4 繰入金		9,104,713	△3,682	9,101,031
	1 一般会計繰入金	9,104,713	△3,682	9,101,031
5 繰越金		473,825	105,525	579,350
	1 繰越金	473,825	105,525	579,350
7 県債		831,500	△109,400	722,100
	1 県債	831,500	△109,400	722,100
歳 入 合 計		15,606,274	△452,538	15,153,736

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 流域下水道事業費		15,606,274	△ 452,538	15,153,736
	1 管 理 費	8,552,331	101,962	8,654,293
	2 建 設 費	2,151,260	△ 554,500	1,596,760
歳 出 合 計		15,606,274	△ 452,538	15,153,736

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 流域下水道事業費			689,890
	2 建設費		689,890
		流域下水道整備費	689,890
合	計		689,890

第 3 表 地 方 債 補 正

(単位千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流 域 下 水 道 整 備 費	496,100	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 (た だ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後 におい ては、 当該見 直し後 の利率)	起債日から35年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。	386,700	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 (た だ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後 におい ては、 当該見 直し後 の利率)	起債日から35年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
計	591,500				482,100			

平成29年度福島県奨学資金貸付金特別会計補正予算（第2号）

平成29年度福島県奨学資金貸付金特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ180千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ642,563千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸 収 入		262,431	180	262,611
	3 雑 入	36	180	216
歳 入 合 計		642,383	180	642,563

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 奨学資金貸付事業費		642,383	180	642,563
	1 奨学資金貸付事業費	642,383	180	642,563
歳 出 合 計		642,383	180	642,563

平成29年度福島県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成29年度福島県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
支 出			
第1款 工業用水道事業費用	2,843,417千円	△11,809千円	2,831,608千円
第1項 営業費用	2,694,725千円	△11,809千円	2,682,916千円

（資本的支出の補正）

第3条 資本的支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額772,428千円は、過年度分損益勘定留保資金647,584千円及び当年度分損益勘定留保資金124,844千円で補填するものとする。）。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
支 出			
第1款 資本的支出	3,387,810千円	40千円	3,387,850千円
第1項 建設改良費	2,822,172千円	40千円	2,822,212千円

（継続費の補正）

第4条 継続費の総額及び年割額を次のとおり追加する。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	資本的支出	1 建設改良費			
		導水管布設工事 (JR 推進部)	200,000千円	平成29年度	0千円
				平成30年度	10,000千円
				平成31年度	190,000千円
		導水管改良工事 (江畑)	31,000千円	平成29年度	0千円
				平成30年度	31,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	293,114千円	△11,874千円	281,240千円

平成29年度福島県地域開発事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成29年度福島県地域開発事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 地域開発事業収益	4,037,890千円	△241千円	4,037,649千円
第2項 営業外収益	1,235,250千円	△241千円	1,235,009千円
支 出			
第1款 地域開発事業費用	4,472,437千円	△3,363千円	4,469,074千円
第1項 営業費用	4,288,825千円	△3,122千円	4,285,703千円
第2項 営業外費用	128,528千円	△241千円	128,287千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額228,482千円は、過年度分損益勘定留保資金228,482千円で補填するものとする。）。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			

第1款 資本的収入	2,144,101千円	△6,122千円	2,137,979千円
第1項 企業債	2,140,334千円	△6,122千円	2,134,212千円
支出			
第1款 資本的支出	2,372,583千円	△6,122千円	2,366,461千円
第1項 いわき四倉中核工業団地	2,172,583千円	△6,122千円	2,166,461千円
第2期整備事業費			

(企業債の補正)

第4条 企業債を次のとおり補正する。

補		正		前	
起債の目的	限度額	起債の方法		利率	償還の方法
工業団地造成事業費	2,140,334千円	1	借入方法 普通貸借	年10%以内	起債日から10年以内の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2	借入資金 銀行等引受資金		
補		正		後	
起債の目的	限度額	起債の方法		利率	償還の方法
工業団地造成事業費	2,134,212千円	1	借入方法 普通貸借	年10%以内	起債日から10年以内の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをする
		2	借入資金 銀行等引受資金		

ことができるものとする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職 員 給 与 費	83,857千円	△9,605千円	74,252千円

平成29年度福島県立病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成29年度福島県立病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 病院事業収益	7,636,744千円	11,244千円	7,647,988千円
第2項 医業外収益	4,560,484千円	11,244千円	4,571,728千円
支 出			
第1款 病院事業費用	7,666,880千円	△58,276千円	7,608,604千円
第1項 医業費用	6,662,986千円	△58,276千円	6,604,710千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額100,000千円は、当年度分損益勘定留保資金100,000千円で補填するものとする。）。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 資本的収入	4,385,869千円	3,177千円	4,389,046千円

第5項 県立病院施設整備基金繰入金	27,331千円	3,177千円	30,508千円
支 出			
第1款 資本的支出	4,480,869千円	3,177千円	4,484,046千円
第1項 建設改良費	2,736,311千円	3,177千円	2,739,488千円

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
ふたば医療センター（仮称）開設準備事業	平成29年度から 平成30年度まで	291,875千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	4,062,850千円	△69,529千円	3,993,321千円